

LIBRA

2022年 12月号

〈特集〉

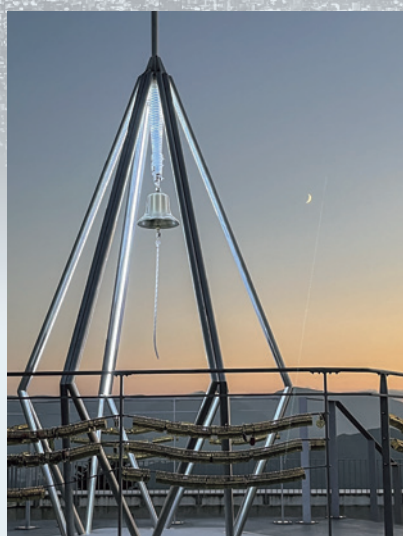
「犯罪被害者支援」について考える — 犯罪被害者支援の現状 —

〈インタビュー〉

前・連合(日本労働組合総連合会)会長 神津里季生さん



インカルシペからの夜景



札幌の夜景は、長崎、北九州と共に「日本新三大夜景」として一般社団法人夜景観光コンベンション・ビューローにより認定されました。夜景スポットとしておすすめは藻岩山山頂です。藻岩山山頂からは、石狩平野を一望する景色が広がり、かつてアイヌの人たちも「インカルシペ（いつもそこに上がって見張りをするところ）」と呼んでいたほどでした。北海道の澄み切った空気の中、札幌の街明かりはキラキラと感動的です。山頂には幸せの鐘もあり、人気のデートスポットにもなっているようです。

会員 佐藤 光子 (52期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2022年12月号

特集

02 「犯罪被害者支援」について考える —犯罪被害者支援の現状—

- 1 犯罪被害者支援の現在・過去・未来 渡瀬 耕
- 2 被害者事件の支援の概要 佐野秀樹・岸田美咲
- 3 被害者事件支援に関わる近時の法改正 村田智子
- 4 座談会：犯罪被害者支援の現場から

インタビュー

16 前・連合(日本労働組合総連合会)会長 神津里季生さん

連載等

- 20 常議員会報告(2022年度 第6回/第2回臨時)
- 22 理事者室から
担当雑感 吉田 修
- 23 役立つ! 会務活動
vol.2 新規進出分野の魅力 牟田武史
- 24 クローズアップ刑弁
第2回 捜査段階における「原則黙秘」の実践 赤木竜太郎
- 26 人権問題最前線
第14回 中学生にも黙秘権があります。
中学生違法取調べ事件—2017年(平成29年)8月10日警告 寺林智栄
- 27 東弁今昔物語~150周年を目指して~
第12回 東京弁護士会の設立 水上博喜
- 28 東京弁護士会の「同好会制度」
vol.5 宝塚歌劇愛好会 伊藤茂昭
- 30 わたしの修習時代
古き良き時代 21期 古田佑紀
- 31 74期リレーエッセイ
50分の1年目になるように 八谷和毅
- 32 心に残る映画
『ドライブ・マイ・カー』 富田寛之
- 33 コーヒーブレイク
サイクリングはいかがでしょう? 野間自子
- 34 会長声明
- 40 インフォメーション

2022年 LIBRA 特集一覧

- | | |
|-------|--|
| 1・2月号 | いまだから知っておきたい、
2020年改正個人情報保護法
—2022年4月1日全面施行— |
| 3月号 | 法律研究部の魅力に迫る
—専門知識を深めるために— |
| 4月号 | 入管収容問題
—知らないでは済まされない、
入管収容下の人権侵害— |
| 5月号 | 第三次男女共同参画基本計画
—多様な価値観を尊重する
弁護士会をめぐって— |
| 6月号 | どう変わる? ハラスメント対応
—労働者の人権保障と
企業価値の向上に向けて— |
| 7・8月号 | インハウスローヤーの実態と
外部弁護士との関係 |
| 9月号 | 東京地裁書記官に訊く
—建築関係訴訟・借地非訟編
(2022年版)— |
| 10月号 | どう変わった?
公益通報者保護法
—改正による実務への影響— |
| 11月号 | ジャーナリズムと弁護士の接点 |
| 12月号 | 「犯罪被害者支援」について
考える—犯罪被害者支援の現状— |

「犯罪被害者支援」について考える

— 犯罪被害者支援の現状 —

2004年に犯罪被害者等基本法が制定されてから約18年が経過した。その間犯罪被害者の救済支援のための様々な制度が策定実施されたものの、まだまだ十分な状態とは言えないというのが日々現場で活動する弁護士の実感である。そこで、この機会に犯罪被害者をとりまく現状を実務に即して一度概観しておくことが当会会員の方々にとっても有益ではないかと考え、当会犯罪被害者支援委員会の有志によって本稿を作成するに至ったものである。

本稿は、前半が被害者を取り巻く各制度の説明、後半が被害者支援活動に実際に数多く従事している諸会員による座談会となっている。

全体を通じてやや実践的な内容とするために基礎的な条文等は出来るだけ省略したので、より詳細な内容をお知りになりたい会員のために参考文献として「犯罪被害者相談とらの巻」「入門・被害者弁護マニュアル」を挙げておく。これらは当会の会員サイト(委員会・法律研究部>犯罪被害者支援委員会>マニュアル・書式)*1からダウンロード出来るので是非ご参照されたい。

*1 <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/hanzaihigai/m-shoshiki/pdf.html>

犯罪被害者支援委員会委員 佐野 秀樹 (54期)
(LIBRA 担当編集委員 小峯 健介)

CONTENTS

1 犯罪被害者支援の現在・過去・未来	2頁
2 被害者事件の支援の概要	4頁
3 被害者事件支援に関わる近時の法改正	8頁
4 座談会：犯罪被害者支援の現場から	11頁
コラム① 医療観察法と被害者	10頁
コラム② 実名報道は必要か	15頁

1 犯罪被害者支援の現在・過去・未来

犯罪被害者支援委員会委員 渡瀬 耕 (57期)



1 犯罪被害者（遺族を含む）は刑事事件における重要な当事者であり、多くの場合何らの落ち度もなく突然不幸のどん底に落とされる。それにもかかわらず、我が国の刑事司法において被害者は長く告訴・

告発人、ないしは証人すなわち証拠としての役割しか与えられてこなかった。

このような不条理・理不尽はここ数十年の時間をかけて、徐々に改善されてきた。1980年には犯罪

被害者等給付金支給法が制定されその後、民間団体の活動もあり、ついに2004年犯罪被害者等基本法が成立し、国や地方公共団体及びその他の関係機関、民間の団体等が連携して犯罪被害者のための施策を推進することが定められた。

当会においても1999年に犯罪被害者支援委員会が発足し、近時は多数の女性会員や若手会員が参加し、風通しのよい委員会として活発に活動をしている。

2 上記の立法を受けて、国・法律レベルでは刑事裁判における損害賠償命令制度、刑事裁判への被害者参加及びこれに対する国選被害者参加弁護士制度が開始されるなど、刑事司法にも大きな改革がもたらされた。

そして今日においては、刑事裁判への被害者参加は年間約1400件が許可され、損害賠償命令は年間約300件が終局し、証人保護のための遮蔽措置やビデオリンク方式による証人尋問も定着するに至っている（以上、令和3年版犯罪白書P272～274、2016年から2020年の統計）。

3 一方、地方自治体においても犯罪被害者を保護する条例が次々と制定され、2022年6月20日現在で47都道府県中41都道府県（及び横浜、さいたま、名古屋等の多くの大都市）に存在する（日弁連犯罪被害者支援委員会調べ）。

このうち、東京都では、2020年4月1日から①法律相談費用助成金制度（一定の要件を充たした法律相談に限る）、②犯罪被害に起因する転居費用助成制度、③見舞金支給制度等が施行された。また、2021年4月1日以降発生 of 犯罪の被害者に対しては、国選被害者参加制度が利用できない場合の援助も開始された。

4 このような新しい刑事司法に呼応して、在野において刑事手続に精通する唯一の法的専門家である弁護士も、損害賠償命令手続、被害者参加制度の代理人やメディアスクラム等のマスコミ対応活動や示談交渉の代理人として、虐げられた人々の杖となり盾となり、新たな活躍領域を切り開いてきた。

2013年頃からは、弁護士を必要とする犯罪被害者と弁護士とを繋げるシステムが東京三会と警視庁並びに検察庁との間で設けられ、特に緊急に援助を必要とする犯罪被害者に貢献する体制が整った。

さらに、DV、ストーカーを含む犯罪被害者支援の有力な窓口となっている法テラスは、犯罪被害者支援の精通弁護士名簿を整え、突然凶行に遭遇し戸惑う被害者に弁護士を紹介し、被害者救済に寄与している。

5 2017年には日弁連人権擁護大会の一分科会として犯罪被害者支援がテーマとなった。そこでは北欧に代表される他の人権先進国における犯罪被害者支援体制等、様々な調査研究結果が報告され、我が国の諸制度には未だ様々な改善の余地があることが浮きぼりになった。

特に、代理人が苦勞して債務名義を取得しても、被害が深刻になればなるほど、加害者側の無資力等の諸事情により債務名義が画餅と帰し回収が困難となり、犯罪被害者給付金程度では救済にほど遠い点など、今後社会全体として考えていかなければならない課題は山積している。

以下の項目では、紙幅の都合上、弁護士業務と関連の深い、実務面を中心に概観して行きたい。

2 被害者事件の支援の概要



岸田美咲

犯罪被害者支援委員会委員 佐野 秀樹 (54 期)
同委員会委員 企画調査部会副部会長 岸田 美咲 (72 期)

1 相談を受任する際のポイント

(1) 二次被害を生まないために気を付けること

弁護士が相談者である被害者から相談を受ける際にまず心がけねばならないことは、弁護士が被害者に対して絶対に二次被害を与えることのないように努めなければならないということである。

一般的な法律相談の場合には、相談内容や事実の確認が第一に優先されるが、被害者事件の場合には、被害者に対する二次被害の予防が何よりも優先されるべきである。相談を受けた弁護士が被害者に二次被害を生じさせてしまうと、当該弁護士への信頼が損なわれ、その後の弁護士への相談や依頼が途絶えてしまうおそれがあり、ひいては弁護士全体への信頼も損ない、被害者に対する支援の路を閉ざしてしまうことになりかねない。

被害者は弁護士に相談する以前に、既に警察で何度も事件の内容の聴取を受けて精神的に疲弊していることが通常なので、これ以上の精神的負担を加えないような格別の配慮が求められる。

そのため相談を受けた弁護士といえども、初回の相談の際に事件の内容を詳細に聞き出すことは可能な限り避けるべきである。事件の内容については、概略さえつかむことができれば、詳細は後日捜査関係者や記録から聴取・確認することも可能なので、被害者本人からの聴取は最低限に止めるべきである。

また、相談時には、その言葉遣いに最大限慎重な配慮が求められる。弁護士自身にはその気がなくても、その発言により被害者が精神的なショックを受けることがあるからである。

弁護士が被害者に対して「だいじょうぶ」「頑張って」「分かります」などの安易な励ましや共感を伝えることは、却って被害者の反発を招くおそれが高い。被害者としては、十分に頑張っているつもりである一方、被害者の受けた損害を実際に被害を受けていない人間が

十分理解することは一般的には困難だからである。

まして、「なぜ逃げなかったのか?」「なんで抵抗しなかったのか?」「本当ですか?」などの発言は、被害者としては自分にも何らかの落ち度があったのではないかと責められているように感じるので、絶対に避けなければならない。

弁護士として被害者を励ますのであれば、被害者は事件について何らかの自らの落ち度を自覚して責任を感じていることも多いので、それを否定すべく「あなたは全く悪くない」ということをはっきりと伝えることである。犯罪の被害者に事件について責められるべき事由のあるケースなど実際には殆どない。

もし、弁護士が被害者の苦痛に配慮せずに執拗に事件の内容を聞き出そうとしたり、意図せずとはいえ心無い言動をした場合には、被害者に精神的な傷を与え、その信頼を得ることができず、以後の相談・依頼もなくなる可能性は高い。ようやく弁護士に支援を求めてきた被害者を弁護士が傷つけ、その支援の路を閉ざす結果に至るようなことがあってはならない。

被害者との間で十分な信頼関係が構築された後であればともかく、それ以前の段階、特に初回相談時においては、上記のような言動は厳に慎んで、二次被害を発生させないことを弁護士として第一と心がけるべきである。

弁護士は当初は聞き役に徹して、被害者が何を求めているのか、どのような具体的な支援を求めているのかをじっくり耳を傾けて聞き出した上で、以後の具体的な手続等の説明をすべきである。

(2) 弁護士費用の援助制度

被害者が相談時に気にかけていることの一つに弁護士費用の問題がある。被害者としては、犯罪の被害を受けた上に弁護士費用まで自己が負担することに理不尽さを感じ、相当な抵抗感があるからである。担当

する弁護士にとっても、自己の費用の確実な確保は重要な問題であろう。現在、一定の要件の下に、弁護士費用を被害者に支援する制度が整備されている。

代表的な制度として、国選被害者参加制度、日弁連委託援助制度、民事法律扶助制度が挙げられる。

それぞれ要件を充たすことが必要であるが、相談時に最低限確認・説明しておくべきことは資力要件であろう。被害者の資産のうち現預金等が国選被害者参加制度は金200万円未満、日弁連委託援助制度は金300万円未満であることが要件となり、制度によって相違があるので予め注意が必要である。資力要件を充たさないために公的な援助を得られず、受任に至らないケースもあるが、支援を受けられるかどうかは被害者にとっても重要な関心事であるので、最初に説明しておく必要がある。

これらの援助制度を利用するためには、弁護士が法テラスと基本契約を締結していることが必要となるので、予めあるいは事件を契機に締結すべきである。

国選被害者参加制度については、被害者が参加することを検察官に対して通告すれば、必要な書類が法テラスから届く。万が一送られてこない場合には法テラスのウェブサイトからプリントアウトする。日弁連委託援助制度については日弁連のウェブサイトから、民事法律扶助制度については法テラスのウェブサイトから必要な書式をダウンロードする。

これらの弁護士費用の援助制度は、要件を充たし利用できるのであれば、担当の弁護士は積極的に活用すべきである。

ここで是非とも留意して頂きたい点は、最初に電話等による相談を受けた弁護士が、弁護士費用回収の点を危惧するあまり、やっとの思いで弁護士とのコンタクトまでたどりついた相談者の依頼を無下に断るようなことがあってはならないということである。弁護士費用回収の危惧を理由に依頼を断ることも、相談者への支援の路を断つことのみならず、相談者の弁護士全体への信頼を失わせることになりかねない。このような事態を避けるためにも、相談担当弁護士は、積極的に上記各種援助制度を活用することを常に心がけるべきであるし、むしろ忘れてはならない。

2 事件発生から公訴提起まで

(1) 公訴提起までの支援

被害者から依頼を受けて公訴提起まで弁護士が支援する主な内容は以下の通りである。

- ①告訴状・被害届の作成と提出
- ②事情聴取の同行
- ③マスコミ対応（メディアスクラムへの対応）
- ④DV事案における安全の確保
- ⑤被害者支援都民センターとの連携～証人尋問の付添などのサポートも可能
- ⑥加害者側との示談対応

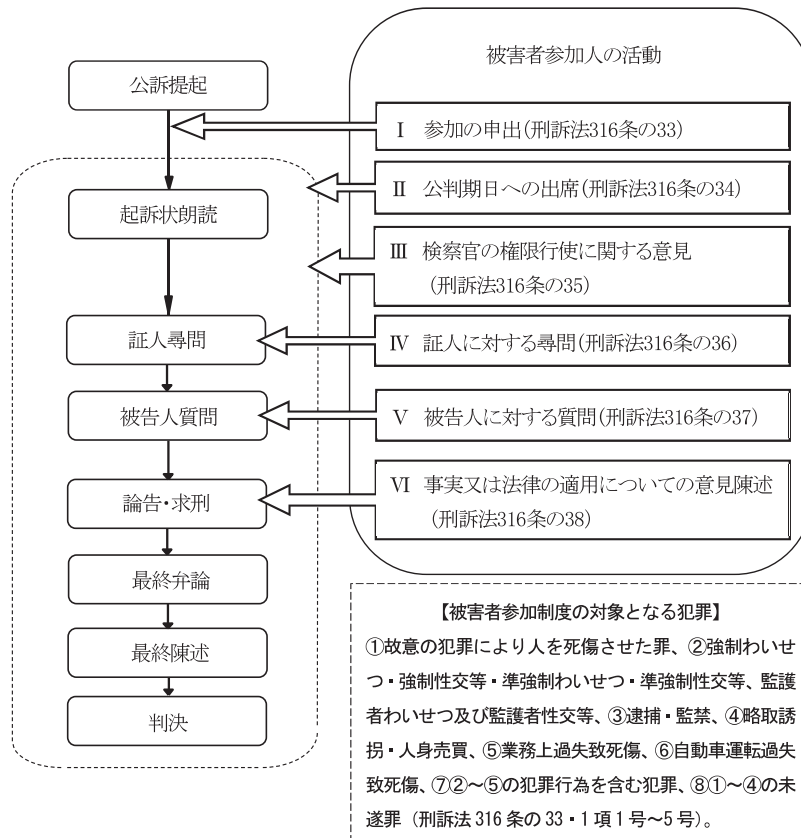
被害者がまだ警察に相談する前や初期の段階であれば①②、早晚マスコミが騒ぎ出す可能性が高い場合や既に被害者の家や関係先に現れている場合は③、加害者との関係を早急に断つ必要性が高い場合は④の対応が必要であり、これらはいずれも緊急性が高く、早急な対応が求められる。⑤は来るべき公判の準備として他の機関へサポートを依頼するという内容である。

弁護士への相談が多いのは⑥の示談対応である。既に加害者が逮捕され、弁護人が付いているような場合に、弁護士から示談の打診がなされていることがある。被害者本人には弁護人の提示が妥当なものか分からないことが通常であり、刑事手続の進み具合との兼ね合いで早急な対応が必要なことも多いので、弁護士の的確かつ早急な支援・対応が求められる。

(2) 経済的援助制度

被害者に対する公的な援助制度としては、犯罪被害者等給付金、犯罪被害救援基金、被害回復給付金、見舞金制度、転居費用の助成、弁護士費用の助成や法律相談料の援助（東京都）、宿泊費・ハウスクリーニング費用・転居費用の助成（警視庁）が挙げられる。

犯罪被害者等給付金の申請は、申請者の住所地を管轄する警察署に行く。犯罪被害救援基金は、公益財団法人犯罪被害救援基金が運営しており、同財団が窓口となる。被害回復給付金の申請は、当該被害回復給付金支給手続を担当している検察官に対して



*出典：東京弁護士会犯罪被害者支援委員会発行「サポート電話相談担当者のための犯罪被害者相談とらの巻」（一部改変）

行う。それぞれ要件が異なるので確認が必要である。

上記の通り、このほかにも東京都と警視庁が転居費用等の各種支援制度を行っている。

3 公判手続

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度とは、犯罪被害者等が、一定の要件のもとで、公判期日に出席し、証人及び被告人に対する質問をしたり、事実及び法律の適用に関する意見を述べたりする等して、刑事裁判に直接参加する制度である。

上の図は、刑事裁判手続の流れに沿って、被害者参加人ができる活動をまとめたものである。

ア 参加の申出

刑事裁判手続に被害者参加をする場合には、検察官に対して、被害者参加の申出を行う。被害者参加制度の対象犯罪は限定されているが、裁判員裁判対象事件ではない傷害罪や業務上過失致死傷罪等も対象犯罪に含まれているため、よく確認すべきである。

起訴から結審までの間であれば、参加の申出はいつでも行うことができるが、充実した活動のためには、早期に申出を行うべきである。もっとも、被害者は、不安や恐怖等から被害者参加するか否かの決断を早期にできない場合も多い。しかし、申出を迷っている間に、公判期日が決まってしまう、手続に実質的に参加することができなくなってしまう場合もある。刑事裁判の様子を知りたいという被害者に対しては、被害者参加人の活動（上の図Ⅰ～Ⅵ）のうちどの活動を行うかや、それらの活動を被害者本人と被害者参加弁護士のいずれが行うのかは後で決めてもよいこと、一旦申出をしても、後で撤回できることを伝え、申出は早期にしよう勧めるべきである。

被害者参加人は、その活動につき、被害者参加弁護士に委託することができる。資力が乏しい被害者（現預金等が200万円未満）については、法テラスを通じて、国選被害者参加制度を利用し、被害者参加弁護士を選任することもできる。国選被害者参加制度を利用して、特定の弁護士を被害者参加弁護士に選任したい場合には、当該弁護士が法テラスとの契約を締結している必要がある。

イ 公判期日への出席

被害者参加人は、傍聴席ではなくバーの中に入り、検察官の横又は後ろに着席して、公判期日に出席することができる。その際、被告人や傍聴人に対して遮蔽措置をとることも可能である。バーの内側に入ること、被害者参加人は、一般傍聴者やマスコミ関係者との直接の接触を回避できる。被害者参加人が法廷に行きたくない場合には、被害者参加弁護士のみが公判期日に出席するということが可能である。また、バーの中に入りたくはないが公判期日は傍聴したいという場合には、裁判所と相談のうえ、傍聴席を確保してもらうこともできるが、この場合、被害者参加人と一般傍聴者やマスコミ関係者との接触の可能性があることに注意が必要である。

公判期日への出席は、被害者参加人への精神的負担が大きい。事前に被害者参加人とよく相談するとともに、公判期日が複数回に及ぶ事件の場合には、その都度、被害者参加人の心情を確認し、柔軟に対応することが必要である。

ウ 検察官の権限行使に関する意見陳述

被害者参加人は、どの手続に関与するかを問わず、検察官の権限行使（訴因変更や証拠調べ請求等）についても意見を述べるができる。

エ 証人に対する尋問

被害者参加人は、情状に関する事項についてのみ、証人の供述の証明力を争うための質問に限り、証人尋問をすることができる。

証人尋問の申出は、検察官の尋問終了後直ちに尋問事項を明らかにして、検察官に対して行えばよいとされているが、事前に尋問事項を準備できる場合には、検察官との事前の協議をしておくべきである。

オ 被告人に対する質問

被害者参加人は、被告人に対して、意見陳述をするために必要がある事項につき、被告人質問をすることができる。証人尋問とは異なり、質問事項は、情状に関する事項に限られない。

被告人質問は、あらかじめ質問する事項を明らかにし、検察官に対して申出を行う。検察官が質問することが相当である事項もあれば、被害者参加人が質問する方が効果的である事項もあるため、その役割分担については、重複を避けるためにも、検察官と事前に協議をしておくべきである。

カ 被害者による事実又は法律の適用についての意見陳述

被害者による論告であり、証拠として取り調べた内容に基づかなければならない。申出は、あらかじめ陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官に対して行う。

(2) その他の制度

ア 心情に関する意見陳述

この意見陳述は、被害者参加制度の対象外の犯罪の被害者等でも行うことができる。

被害者・被害者遺族の心情を、ストレートに裁判官・裁判員や被告人に伝えることができる手段であるため、その活用を積極的に検討すべきであるとともに、可能な限り、公判廷で被害者や被害者遺族自身に陳述してもらう方がよい。しかし、公判廷での陳述は、心理的に相当な負担を伴うため、意見陳述の原稿の作成や、弁護士の代読の有無については、被害者や被害者遺族の心情に最大限配慮することが必要である。なお、実務においては、心情に関する意見陳述で、被害者参加人に自由に心情を述べてもらい、事実又は法律の適用についての意見陳述で、被害者参加弁護士が法的な観点から求刑等について意見を述べることが多い。

イ 被害者保護の制度

一定の犯罪の場合には、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが認められる。被害者や被害者遺族がこれを望む場合には、検察官に申出をすべきである。

また、被害者が証人として出廷しなければならない場合には、その尋問の方法につき、被害者の希望に合わせて、付添いや遮蔽措置、ビデオリンク方式等の方法で行うことを、検察官と相談すべきである。被

害者の状況にあわせて、証人テストの際にも、同行や同席を申し入れるべきである。

ウ 事件記録の閲覧・謄写

被害者は、刑事事件記録の閲覧・謄写をすることもできる。被害者参加事件では、特に、第1回公判期日前に事件記録を閲覧・謄写しておくことが、公判の準備のために必要不可欠であるから、検察官に対して、早期に申出をすべきである。なお、被害者参加の申出をしていない場合であっても、被害者参加かどうかの判断に必要という理由で、記録の閲覧・謄写をすることが可能である。

第1回公判期日以降は、当該刑事事件が係属している裁判所に対して申出をすれば、検察官請求証拠、証人尋問調書や被告人供述調書を含む公判調書、弁護人請求証拠等の記録も閲覧・謄写請求をすることができる。

4 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度とは、一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所が、引き続き犯罪被害者等による損害賠償請求という民事上の請求についても、刑事損害賠償命令事件として審理をするという制度である。なお、被害者参加制度の対象事件のうち、業務上過

失致死傷罪等の過失犯は、損害賠償命令制度の対象となる犯罪から除外されているため、注意が必要である。

この申立は、申立書を当該刑事事件の係属している地方裁判所へ提出する方法で行うが、対象となる刑事事件の公訴提起時から弁論終結時までしか申立ができないため、時機に遅れることのないようにしなければならない。

この制度では、被告人に対して、有罪の判決が言い渡されると直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、刑事事件を担当した裁判所が、職権で刑事記録を取り調べてくれるため、申立人の側で刑事記録を証拠として提出する必要がない点に利点がある。また、申立手数料が、請求額に関わらず、公訴事実ごとに一律2000円であるため、被害者の経済的な負担も軽減される。

ただし、損害賠償命令制度の審理は、原則4回までとされており、4回以内の期日で終わらない場合や、適法な異議申立があった場合には、通常の民事訴訟に移行する。裁判官が職権によって通常の民事訴訟に移行させることも可能である。

そして、民事訴訟に移行した場合には、通常の民事訴訟の際に請求額に応じて納めるべき申立手数料から、損害賠償命令の申立手数料として納めた2000円を控除した差額を支払わなければならないことに注意が必要である。

3 被害者事件支援に関わる近時の法改正

犯罪被害者支援委員会委員 村田 智子 (48期)



1 刑法改正について

(1) 侮辱罪の法定刑の引き上げ

2022(令和4)年6月13日、「刑法等の一部を改正

する法律」が成立し、侮辱罪の法定刑が、「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。既に同年7月7日から施行されている。

法改正がなされた理由は、インターネット上での誹謗中傷が社会問題化したことであった。従来、「事実の摘示」を伴わない侮辱罪の法定刑は、名誉棄損罪に比べて格段に軽かったが、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、法定刑が引き上げられたのである。

法定刑の引き上げに伴って、教唆犯及び幫助犯の処罰が可能になった、公訴時効が1年から3年になった、逮捕の要件が緩和された等の変更も生じている。

インターネット上の誹謗中傷については、匿名でなされることが多い、発信者を突き止めたとしても「身に覚えがない」等の反論をされる可能性がある等の問題があるため、法定刑が引き上げられたことにより、即、発信者が侮辱罪で処罰されるケースが増加するとはならないかもしれないが、それでも、法定刑の引き上げは、インターネット上の誹謗中傷に対する一定の抑止になるものと考えられる。

(2) 性犯罪規定の改正について

刑法の性犯罪の規定は、2017（平成29）年6月に改正され、同年7月に施行された。主な改正内容は、①性犯罪の定義の拡大とそれに伴う罪名の変更（膣性交のみならず肛門性交、口腔性交も含むとされ、罪名は強姦罪から強制性交罪に変更された）、②法定刑の下限の引き上げ（3年から5年に）、③非親告罪化、④監護者わいせつ罪・性交罪の新設、⑤強姦と強盗が同じ機会に行われた場合の罰則の整備等であった。

同改正には、「必要に応じて施行後3年後に見直しを行う」旨の附則が加えられたが、その3年後見直しによる検討は、2020（令和2）年から始まった。現在は、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で審議されている。

同部会での主な審議事項は、①（強制性交罪等の）暴行・脅迫要件、及び（準強制性交罪等の）心神喪失・抗拒不能の要件の改正、②性交同意年齢（現在では13歳）の引き上げ、③相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪の新設、④わいせつな挿入行為の取り扱

いの見直し、⑤配偶者間において強制性交罪等が成立することを明確化すること、⑥性交等をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪の新設、⑦公訴時効の見直し、及び被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、⑧性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設、及び性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入、である。

すべて重要な論点であり、改正がなされた場合、性犯罪・性暴力被害者の救済が大幅に進むものと思料される。また、これらの改正は極めて画期的な改正であるので、弁護士は、被害者側の相談を受ける場合はもちろん、刑事弁護をする場合であっても、改正内容を正しく理解する必要がある。

今後も、法制審議会での議論状況等について注視していく必要がある。

2 被害者のプライバシー保護に関する規定の整備

(1) 性犯罪の被害者の氏名等を秘匿する措置

この措置は、被疑者・被告人に示す逮捕状や起訴状等について、被害者の氏名等の記載のある原本や謄本ではなく、記載のない抄本とする、という措置である。ただし、被疑者・被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときなどには氏名を伝えることとされ、また起訴状については、弁護人には、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して被害者の氏名等が記載された起訴状謄本を送達することとされている。

この措置については、2021（令和3）年9月16日の法制審議会において要綱が提出されたが、賛成多数で原案通り採択され、直ちに法務大臣に答申されることとされた。

現在、インターネットの普及等により、氏名等によって容易に個人が特定されてしまうため、加害者に氏名等を知られたくないと切望する被害者は非常に多い。

この措置が実施されることによって、性犯罪・性暴力被害者が、今までよりも安心して被害申告ができるようになると思われる。

少なくとも被害者支援の立場からは、早期の法律の成立と施行が望まれる。

(2) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正

民事訴訟のIT化については多くの会員が注目しているところであるが、2022（令和4）年5月18日に成立した民事訴訟（IT化関係）改正法の中には、「被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度」が含まれている。

具体的には、①申立人の住所、氏名等の秘匿（住所、氏名等が当事者に知られることによって申立人等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが疎明された場合、裁判所は、申立てにより、申立人等の住所、氏名等を秘匿する旨の決定ができる）、②秘匿決定があった場合における閲覧等の制限

の特則（秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面や当該秘匿事項等が記載された部分の閲覧、謄写等ができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限定する等）等である。

犯罪の被害を受けた者が加害者に対して損害賠償請求をしたいと思うのは当然のことである。この制度は、犯罪被害者等にとって、加害者に対する損害賠償請求の訴えを提起しやすくするものであり、速やかな施行が望まれる。

3 最後に

近時の法改正は以上の通りであるが、今後も犯罪被害者に関わる様々な法改正がなされると予想される。いずれも重要な改正であるので、被害者支援に携わる会員はもちろん、多くの会員に着目していただきたい。

column コラム①

医療観察法と被害者

「心神喪失者の行為は、罰しない」。この簡素な条文に、どれほど犯罪被害者は苦しめられているか。自分や近い親族に何が起こったのか、愛する人はどんな最期だったか、なぜ事件に巻き込まれたのか、自らが被害者や遺族となった事件のことを知りたいと願う人は少なくない。

平成19年6月に刑事訴訟法等の改正法が成立し、被害者参加制度や損害賠償命令制度が導入され、刑事手続で犯罪被害者のなしうることは飛躍的に増大した。

しかし、捜査段階の鑑定の結果、心神喪失者と判断されると、通常の刑事手続のルールに乗らず、医療観察法に則ることになる。医療観察法が成立したのは、平成15年。平成16年12月成立の犯罪被害者等基本法や、先の被害者参加制度が導入される前に成立し、当時、犯罪被害者の視点はすっぱりと抜け落ちていた。審判廷在廷はもちろん、対象者への質問も認められない。記録の閲覧も一般的な条文しかない。検察庁に閲覧を求めても、不起訴記録として取り扱われる。理解ある裁判官が、記録の謄写、本人や代理人の傍聴のほか、事件の状況や審判廷での様子を個別に説明した例もあるが、すべては運用で、裁判官の裁量に委ねられる。

平成19年以前の旧来の刑事訴訟法は、被告人を中心とした加害者を如何に裁くかだけに眼目があった。しかし、犯罪被害者等基本法・基本計画ができ、刑事訴訟は被害者のためにもあることが明記され、日本の刑事訴訟法は変革を遂げた。医療観察法は、未だに対象者の保護だけを中心に規定された旧来の考え方に軸足を置いており、変革から取り残されている。変貌を遂げるべき時期はとうの昔に来ているのであろう。

犯罪被害者支援委員会委員 米田 龍玄（58期）

4 座談会：犯罪被害者支援の現場から

2022年8月2日開催

出席者

犯罪被害者支援委員会 委員 米田 龍玄 (58期)
※ オンラインによる出席
 副委員長 高田沙代子 (64期)
 副委員長 実務研究部会副会長 塩見 貴章 (65期)
 委員 センター運営部会副会長 早田 智紀 (70期)
 委員 坂本香菜子 (70期)



座談会出席者

塩見：現在、犯罪被害者に関する制度として刑事裁判における被害者参加手続きや損害賠償命令の手続き、弁護士費用等の援助制度として日弁連委託援助制度や被害者参加の国選制度等があり、まだまだ十分ではないにしても、様々な制度があります。今回の座談会は、弁護士としての犯罪被害者支援活動をより多くの会員に知ってもらい、若手弁護士をはじめ犯罪被害者支援活動に携わる弁護士の裾野を広げようという目的のもと、実施することになりました。

まず、自己紹介を兼ねて犯罪被害者弁護活動を始めてどのくらいか、またそのきっかけは何かについてお伺いしていきたいと思います。米田さんは当委員会元委員長でいらっしゃる所以委員会の紹介も含めてお願いします。

米田：私は被害者弁護に携わるようになってから17年くらい経ちます。いわゆるボス弁が岡村勲という犯罪被害者遺族であり、あすの会という全国犯罪被害者の会の活動をしていました。私が事務所に入ったときに被害者参加・損害賠償命令制度が導入される刑事訴訟法改正のタイミングで、興味を持ったのがきっかけです。

当委員会は、現委員長が61期で比較的若い期で構成されていて頑迷固陋な恐い会員もいないので(笑)、自由に思ったことや意見を言える環境だと思います。委員会が運営する犯罪被害者支援センター、SOSサポート電話での事件受任のほか、警視庁・検察庁と連携し、東京でニュースになるような重大事件の多くは相談につながり、委員の誰かが担当しています。また、サポート電話の回答の適・不適の検討報告や被害者や遺族の話を書く企画、研修、

損害賠償事案の調査研究や条例制定活動など、様々な活動を行っています。

高田：私は弁護士登録をしてすぐに被害者の委員会に参加し、10年を超えたくらいです。修習の時に指導担当の弁護士と同じ事務所の弁護士が被害者参加の仕事もされていて、起案などもさせていただいたのがきっかけになっています。

早田：私は修習期は70期で、弁護士登録をした2018年にこの委員会に所属してからになりますので、5年目になります。元々この分野に興味があったわけではなかったのですが、やりがいがありそうだったこの委員会に入ったことがきっかけです。

坂本：私も同じく70期で、弁護士1年目から委員会に登録していたところ、警視庁案件を担当させていただき、それから支援に携わっています。登録したきっかけは、修習の時に傍聴した裁判が被害者参加している事件で、初めて被害者参加弁護士の活動を目の当たりにし、弁護士の仕事の1つとして印象に残ったからです。

塩見：次に、どのような経緯で犯罪被害者事件の相談が持ち込まれるのかについてお伺いします。まず、先ほど米田さんから紹介のあった当委員会の活動の一つである、警視庁や検察庁から犯罪被害者及びその家族、あるいは犯罪被害者のご遺族からの相談紹介を東京三会の犯罪被害者支援委員会で対応するという制度について、この制度導入の経緯を教えてください。

米田：被害者や遺族は、突然事件に巻き込まれて事件があったことも受け入れられない状況で「法律相談に行く」という発想がないんですね。ですので、最初に接点がある警察や検察から案内してもらうの

は非常に大切なんです。法律相談の希望を聞いてもらって、希望があれば弁護士会に紹介してもらっています。平成25年の12月から試験的に導入されましたが、警視庁や検察庁との信頼関係が構築され、今では年間かなりの数に上る紹介を受けています。

塩見：当委員会では警視庁検察庁紹介案件について、経験豊富な会員を主査、経験が浅い若手の会員を副査とする2名で対応する体制をとっています。この体制についてどう思いますか。

坂本：未経験の私が被害者支援に携わることができたのは、この体制によるところが大きかったです。主査の会員と一緒に案件を担当することで常に相談しながら進められ、本当に安心して事件に対応できました。被害者の方にとっても、担当した弁護士によって支援の質が異なることがないので、良い体制だと思います。

塩見：高田さんは、警視庁検察庁の紹介案件の他、どのような経緯で相談を受けていますか。

高田：私は性暴力救援センター・SARC東京というところの協力弁護士をしているのでそこからの紹介、精通名簿登録をしている法テラスからの紹介、他の弁護士や以前の依頼者や知人からの紹介です。

塩見：SARC東京の協力弁護士というのはどうやってらなることができるのですか。

高田：性暴力の被害者の支援に精通している方で既に協力弁護士になっている人の推薦を受けなければなりません。今のところ女性の弁護士しか登録していませんが、男性の被害者の相談もあるので、今後は男性の弁護士にも入っていただきたいということです。

塩見：次に、犯罪被害者支援活動として具体的にどのようなことをやっているのかについてお尋ねします。

高田：被害者参加弁護士としての活動、被害者の方やご遺族の方に付添人が必要と思われるケースでは

都民センターを紹介してセンターの方に付添人になっていただくなどの連携もしています。また、起訴前、起訴後の示談交渉、被害届の同行、告訴状の作成、事情聴取の同行、捜査機関に意見を言ったり、意見書を書いたり等の活動や検察審査会への申立などもしています。不起訴事件で、民事事件で勝訴した後に検察審査会に申立をして、不起訴不当とされたケースもあります。マスコミ対応が必要な事案では、マスコミに申入れをしたり、被害者の方のコメントを公表したり、記者会見をするなどの活動もしています。さらに、損害賠償命令の申立や被害者の方の民事事件の対応もしています。

塩見：米田さんは、個別の案件対応のほか、犯罪被害者等の権利利益の実現のために制度改革を求める活動をされているとお聞きしています。

米田：先ほど少し話しました全国犯罪被害者の会、いわゆるあすの会は、被害者や遺族にとって不十分な法制度を変える活動をしていました。あすの会は4年前に解散しましたが、未だに被害者の遺族の経済的な補償が全く進んでいない状況を見て、今年3月に新全国犯罪被害者の会、新あすの会が結成されました。現行の犯罪被害者等給付金の改正にとどまらず、抜本的制度改革を求めています。

塩見：次に、一般的な刑事事件、民事事件と比較して、犯罪被害者弁護活動の違うところは何かについて教えてください。

早田：二次被害の防止には一般的な事件と比べて特に気を遣っています。ふとした一言でも二次被害を与えてしまう可能性があります。特に性犯罪ですが、その多くは被害者が女性で、加害者が男性です。私も男性なので、発言はもちろん、加害者と同じ性別の人が同じ空間にいることが苦痛になるのではないかとすることは常に念頭に置いています。



犯罪被害者支援委員会
副委員長
高田 沙代子 (64期)



犯罪被害者支援委員会
副委員長
実務研究部会副部長
塩見 貴章 (65期)

米田：初回、通常の事件では、どんな事件か、何があったかの事情聴取をするところから始まると思いますが、被害者事件の場合、事件の内容を根掘り葉掘り聞かず、話し始めれば聞く程度です。告訴案件や被害申告は別ですが、刑事事件が進んでいけば、事件記録を直接見た方が早いですし、まずは、事務所に来てくださってありがとうとか、たいへんな中で時間を作ってくれてありがとうと話して信頼関係を作ることを優先します。そして、刑事と民事の手続きが違うという初歩的なことから、捜査段階と公判段階の基本的な手続きの流れの話をしします。事件を進める上で聞いておかなければならないことは聞きますが、「自分が批判されているんじゃないか」と受け取られないよう、例えば警察からこう聞かれるかもしれない、弁護人や加害者側からこう反論されるかもしれないと、前置きをしています。

塩見：次に、犯罪被害者弁護活動をするうえで、苦労したことについて教えてください。

早田：事案によっては刑事事件化の見通しが厳しいものも少なくはないです。弁護士としては事件の見通しをきちんと説明しなければなりません、厳しい見通しを被害者の方に説明するのは心苦しいところがあります。

高田：マスコミに被害者の実名を出さないように申入れをしても、マスコミによって対応が分かれてしまっすぎて悩ましかったです。報道の自由はもちろん大事なんですけど、報道する際に被害者の実名が必要なのかというのは、私としては非常に疑問があります。また、被害者やご遺族の方はマスコミのメディアスクラムに本当に困っていて、なるべく早い段階で被害者に弁護士がつく必要性を毎回感じます。

塩見：今、被害者等の情報に関するマスコミ報道についてお話いただきましたけど、米田さんはこの点に

ついてどのように考えますか。

米田：被害者の実名や顔写真は、今まで当たり前のようにメディアで報道されていました。これは聞けば誰しもが疑問に感じながら、そのままにされてきたわけですが、おかしいことはおかしいって声を上げなければいけないと思います。なので、近時の会長声明など、当会として声を上げ始めたのはとてもいいことだと思います。研修所では教えてくれないので、私自身も手探りで周りの人や記者に意見を聞き、自分なりに試行錯誤しながら対応しています。

塩見：次に、犯罪被害者弁護活動についての「やりがい」について教えてください。

坂本：被害者の方にとって、被害者参加することは再び事件に向き合うことになり、辛いものなので、被害者の方の気持ちに寄り添って支援したいと思っています。裁判等終了後に被害者の方から「先生の支えなしでは到底耐えられませんでした」「心にも寄り添っていただき感謝しています」等と言っていた時はやりがいを感じます。また、初回相談時に被害者の方から、被疑者等に関する情報はたくさんあるけれど、被害者側の情報がなくて何も分からなかったし、被害者側で弁護士を依頼できることも知らなかったので相談できて本当に良かった、と言われることもあります。被害直後に弁護士が相談にのることの必要性、意義を感じます。

早田：私も坂本さんと同じ点にやりがいを感じる場所が多いです。また、刑事裁判では、被害者は心情に関して意見陳述をしたり論告を述べたりできますが、どのようにしたら裁判所に被害者の気持ちなどが伝わるのかについて検討することにも大きなやりがいがあります。判決文の「量刑の理由」等で意見陳述で述べた表現が反映されると、検討したことは無駄ではなかったという気持ちになります。



犯罪被害者支援委員会
委員
センター運営部会部会長
早田 智紀 (70期)



犯罪被害者支援委員会
委員
坂本 香菜子 (70期)

米田：例えば示談書一つ結ぶにも、被害者側にも弁護士が付くことで本来擁護されるべき被害者の権利が正当に実現される、それに関わることができるのは非常にやりがいがあると感じています。事件直後に被害者遺族のところに行くことが、何をしなくても何もできなくても、支えになります。繊細な対応が必要な場面もありますが一生懸命考え、壁を乗り越えていくのはとてもやりがいがあります。

塩見：次に、犯罪被害者支援活動が他の分野の事件に活かした経験について教えてください。

早田：犯罪被害者支援活動では、被害者が被った損害について民事訴訟、強制執行の手続きで回収を試みることがあります。その点は、通常の民事事件にも共通しますので相互に活かせるところがあるかなと思います。

高田：刑事事件の弁護人の仕事をする際に、被害者支援で培った被害者への配慮をしながら交渉すると示談に結び付くこともあるので、そういったことは他の分野に活かした経験と言ってよいのかなと思っています。被害者側の代理人の立場で、被疑者・被告人の弁護人の活動を見ていて、被害者のことを全く気かけない弁護活動、被害者への配慮どころか、下手すると二次被害を起こすような活動をされているケースも見かけますが、それは、被疑者・被告人のためにもならない結果になっていることがほとんどです。否認事件などで主張として被害者と対立する場面も当然あって、被疑者・被告人と弁護人との間の信頼関係の問題もあり、それなりに強い主張をするような事情は当然あると思うのですが、そうであっても、被害者への二次被害を起こさないように配慮するやり方はあると思っています。北欧では、加害者の弁護活動と被害者の支援は両輪と考えられているようですが、そういった北欧の考え方に日

本も学ぶところはあるのかなと思っています。被害者を支援することは、加害者の弁護活動と必ずしも対立するものではないということを知っていただきたいと思っています。

塩見：正にそのとおりですね。

最後に、犯罪被害者支援活動における制度としての今後の課題、あるいは個人的な課題についての皆さんの考えを教えてください。

坂本：個人的な課題ですが、私はマスコミ対応が必要な案件を対応したことがなく、これは経験によるところが大きいので、主査の会員と案件を担当しながら学んでいきたいと思っています。

早田：犯罪被害者支援活動をしていると、現行制度に対して不満に思うことがいろいろとあります。特に不満に思っているのが、慰謝料の金額、特に性犯罪の慰謝料の金額が低すぎるのではないかという点です。もちろん具体的な事例によりますし、単純な比較はできませんが、例えば、第三者から直接加害行為を受ける痴漢や盗撮の慰謝料が不貞行為の慰謝料を下回ることは多いと思いますが、それにどこまで合理性があるのか非常に疑問があります。これは、個別の事件で慰謝料の金額に関する主張を積み重ねていくほかないと思っています。

高田：被害者の弁護士費用の公的支援は被害者国選くらいで、資力要件もあって不十分と感じています。資力要件は流動資産で見るとはいいんですけど、例えば、収入がほとんどなく、貯蓄を切り崩して生活をしている方は、資力要件で引っかかって使えなかったりします。また、債務名義をとっても回収できることは少なく、犯罪被害者等給付金の制度もありますが、金額的な制度が不十分です。他にも、被害者参加は、一定の対象事件しかできないことになっていますけど、対象にする必要があると感じるものがあります。

例えば、ストーカー規制法違反や、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律いわゆるリベンジポルノ防止法違反は、被害者参加対象事件でないために心情の意見陳述しかできませんし、被害者の方が加害者の裁判を見たいと言っても、傍聴席で裁判を見るしかないという状況になってしまうのですが、事件の性質から言っても余りにも酷ではないかと思っています。被害者の支援の制度はまだ歴史も浅くて、発展途中だなと感じています。

米田： 犯罪に遭うということは人としての尊厳を踏みにじられる最たるものです。ですから、被害者遺族の本来の権利や判断は最大限尊重したいと考えています。刑事に関しては、高田さんも言ったように、本来被害者参加できて当然と思われる犯罪類型で認められていないものがあります。それから、公判

前整理手続での期日への出席が認められない点、裁判員裁判では遺体写真のみならず、生前の写真等、被害者参加人が希望し、検察官も相当であると認めて申請した証拠が刺激証拠に当たる等として採用されない例が散見される点も、改善していきたいと考えています。民事に関しては、先ほど新あすの会の活動をご紹介しましたが、国による加害者に対する損害賠償請求権の買取り制度を提唱しています。国が加害者を刑務所に閉じ込めて、その間加害者はお金を稼ぐことができないわけですし、国であれば被害者個人ではできないような債権回収方法も可能です。北欧では実際に運用されており、非常に合理的な制度だと思っています。

塩見： 本日は忌憚のないご意見を多くいただきました。ありがとうございました。

column コラム②

実名報道は必要か

「息子さんが事件に巻き込まれ、お亡くなりになりました」ある日突然、警察から電話がかかってくる。その時から、犯罪被害者遺族となったことを知る。テレビをつけると、息子の実名が繰り返し報道されている。インターネットでは息子の情報を集めたまとめサイトが作られ、息子の顔写真、出身地や学歴だけでなく、親も知らないような情報まで記載されている。息子の死を受け入れられない状態で、息子の情報が繰り返し流れ、個人情報に世間にさらされ、息子の生前の行動を非難されたり、家族関係を詮索されたりする。死亡事案の被害者遺族の実情である。

日弁連は、1987年の人権擁護大会宣言で「原則匿名報道」の実現を要望し、1999年の同宣言で「原則匿名報道」を確認し、被害者とその家族の名誉・プライバシーなどの人権を侵害しないように配慮することを求めている。マスメディアの報道の自由は民主主義の根幹に資し重要な役割を果たしているとする一方で、興味本位や営利主義に流され行き過ぎた報道は、被害者等の名誉・プライバシーなどの人権を侵害し深刻な被害をもたらしてきたとしている。

それから20年以上経った現在、今もなお、被害者は実名報道がなされ、時に名誉・プライバシーが侵害されている。2016年に相模原で発生した障がい者施設殺傷事件、2017年に発生した座間事件では、実名報道の是非が議論された。原則匿名報道は実現されないのか。30年以上前から問われてきたことではあるが、マスメディア以外に容易に情報を発信できるインターネット時代を迎えて、実名報道の在り方を議論する時期に来ている。

犯罪被害者支援委員会委員長 西廣 陽子 (61期)

前・連合(日本労働組合総連合会)会長

神津 里季生さん

昨年10月、連合会長を退任した神津さん。非正規雇用の増加、上がらない賃金など、山積する労働問題の解決策とは――。

大好きな野球，虐待されて捨てられた犬や猫との暮らしなど意外な一面も垣間見えました。

(2022年8月19日 東京都渋谷区の全労済協会で)

聞き手・構成：保高 睦美



原点は野球部マネージャー

―― 略歴に「東大野球部マネージャー」と書かれることが多いですね。

野球はとにかく好きですね。東大でもプレーをしたくて入部しましたが、1年生の時の練習でバッティングキャッチャーをしていた際に、バットが当たって左の親指を骨折しました。それがきっかけでマネージャーに。でも、大半の理由は、己の技量に見切りを付けたということですね。僕の同級生、本当に野球がうまい野球小僧ばかりで3年生の秋と4年生の春・秋の3シーズン連続で最下位にならなかったんですよ。これは、東大野球部にはすごいことで(笑)。マネージャーになって大正解でした。

―― 新日鉄入社も野球部つながりで？

都市対抗野球が当時の後楽園球場で開催されていて、出場チームが、近くの東大野球部のグラウンドで

練習していくことがよくありました。その縁で試合を見に行くと、すごくレベルが高い。応援合戦もすごい。当時新日鉄に勤めていた東大野球部OB会の幹事長に声をかけられて入社をしたのですが、自分としては、最初から野球部のマネージャーをやるつもりでした。

ところが、配属先の広畑製鉄所(兵庫県姫路市)で希望を伝えると、「お前、何を考えてるんだ」みたいな感じでやらせてくれない。それが、入社半年で、たまたまとあるスナックで隣に座った野球部の監督と意気投合して、ちょうどマネージャーの交代があるから、お前やるかとなって、所長に話してくれまして。2年間でしただけで念願のマネージャーを務めることができました。2年目には「新日鉄広畑」は都市対抗野球でベスト4まで行ったんですよ。

―― マネージャーとしての経験はその後の労働組合の活動に役立ちましたか。

当時、野球部はホワイトカラー(職員)、ブルー

カラー（工員）、関連協力企業（いわゆる下請企業）の選手が混在していました。仕事内容とか給料とか色んな違いのある人間が、野球という一つの目的を共有して、どうやって力を合わせていくかということをずいぶん勉強させてもらいました。

セーフティーネットの拡充がカギ

—— 連合はどんな活動をしているのですか。

日本には企業別組合や、産業別組合などがありますが、連合は、それぞれの労働組合単独では解決が難しい課題と向き合う“ナショナルセンター”です。例えば、労働法制、社会保障、税制などの問題を拾い上げて国の政策に関与するというのが大きな役目です。

—— 現在、日本の労働問題で一番の課題は何でしょう。

僕は結局、労働にかかわる問題の根っこはすべて社会的セーフティーネットが整備されていないということにあると思っています。

ここでいうセーフティーネットというのは、生活保障と、個々人のニーズに合った教育訓練や就労支援、そしてそのマッチング、これらを1つのパッケージにした制度です。

産業構造が大きく変わると、なくなる仕事もあるけど新しい仕事のニーズも出てきます。だから、そこに向けて人材育成をして就労支援をすることが非常に重要なんです。

—— セーフティーネットがあれば給料も上がりますか？

勤務先の給料に不満があっても「給料を上げてくれ」なんて言ったら首になってしまうというのが、残念ながら日本の大半の雇用実態です。これではいくら政府が旗を振っても給料が上がるわけがない。

国が、制度上の裏付けをもって「あなた方を路頭に迷わせるようなことはない」というメッセージを発することによって、前向きな転職も促進されるでしょ

う。それが、働く側のバーゲニング・パワー（交渉力）にもつながります。安心感が大事なのです。

スウェーデンをはじめとした北欧の国々というのはこういう積極的雇用政策の制度を持っています。彼らにできて日本にできないはずはありません。

日本にも生活保護があるじゃないかと言われるかもしれませんが、生活保護は恥だというスティグマが強くはたらいってしまって、必要としている人の2割も利用できておらず、機能していません。就業支援にもつながっていません。

—— 非正規労働者の多くが女性です。今年の日本のジェンダーギャップ指数は116位。労働の場でもジェンダー平等は課題となっています。

現在、いわゆる非正規労働者は、労働者全体の4割、女性だけでみると6割になっています。いわゆるシングルマザーが大半をしめるひとり親家庭では、貧困率は50%近くで、生きていくために掛け持ちで仕事をしています。だからこそ、生活保障の基盤を確実にしたうえで、子どもを育てながら能力を生かしてできる仕事への就労支援や教育を可能とするセーフティーネットが必要なのです。

でも現実の施策は、管理職や取締役の女性比率をあげるというお題目や待機児童を減らすなどの部分的な対症療法ばかりです。もちろんそれぞれ重要なテーマですが、根本的な問題はそうした対症療法では解決できないと思います。

—— 確かに、リーマンショックの時に年越し派遣村などができて非正規労働者の問題がクローズアップされましたが、コロナ禍でも、やはりセーフティーネットが脆弱なままで同じようなことが繰り返されました。

結局、日本の制度は、継ぎはぎだらけの対症療法で、「それでも何とかあったね」という見せかけで20数年やってきました。本当は家自体を建て直さないと崩れそうなのに雨漏り補修の繰り返しでしのいでいる状態です。



——子どもたちの世代がその家に住んでいられるか不安ですが、セーフティーネットを構築し、家を建て直すにはお金もかかります。

その制度設計をするのが政治の責任です。

国家財政の借金は増える一方で、今は年長者がこれから生まれてくる子どもたちのクレジットカードでバンバン買い物をしている状態です。それで本当にいいのかと、心ある60歳代、70歳代の多くは思っています。

若年層では貯金ができない人が増えているし、賃金が上がらなければ民間の金融資産も今後減少していくでしょう。

民間の金融資産が2000兆円もある今ならまだ間に合います。企業も財界も、セーフティーネットの構築にお金を投じるべきだし、労働組合もマンパワーを割く用意はあるはずです。

消費税を含む税制改革も必須です。

司法との連携

——労働者が交渉力を持つためには、憲法28条で保障される労働三権が強い味方になるはずですが、労働組合の推定組織率は17%にすぎず、80%を超える労働者が労働組合に加入していません。

GHQの方針で戦後、組織率50数%という時代もありましたが、そういった経緯が背景になっているなかで、やはり、どこか「与えられたもの」という感覚があるのかもしれない。

憲法で労働三権が保障されている国は珍しく、労働組合結成に高いハードルがある国も少なくない中、日本では労働者が2人いれば労働組合ができますが、宝の持ち腐れという状態です。

連合は、日本の労働者全体に対して力を尽くすため、電話、メール、LINEも活用して労働組合員以外の労働相談も日常的に受け付けています*1。

——労働者の権利擁護に関し、労働組合と弁護士をはじめとする司法との関係は？

やはり、連携が大事ですね。

労働組合は現場で起きていることは知っているわけですが、それを法律的に解釈するとどうなるのかをプロの法律家に見極めてもらうことが必要です。労働相談でもアドバイスをお願いしたり、実際に事件を引き受けてもらっています。本当にありがたい存在です。

安心感が大事

——虐待されて捨てられた犬や猫の里親をなさっているとかいました。

過去には、犬5匹、猫2匹の大所帯だったこともあります。今は、チワワのキーラ、ビワの木の下に捨てられていた黒ネコのピワサク、そして喜びが末広がりになるようにとカミさんが名付けた喜八＝写真＝の総勢3匹で、みんな訳アリの子たちです。



* 1 : <https://www.jtuc-rengo.or.jp/soudan/>

喜八は、連合栃木が、保護犬の活動をしているNPOの支援をした時に僕も寄付をしまして、その縁で家に来ました。

小さい時に相当ひどい目にあわされたようで人間を全く信用していない。ケージの中にじっとしたままで、排泄物も垂れ流し。散歩にもいかない。下手したらずっとこの状態かもしれないと案じていました。

でも、カミさんが本当にすごく愛情を注いで、今、うちにきて5か月なんですけど、こうやって散歩にも行けるようになったんです。やっぱり犬って散歩がうれしいわけですよ。だんだん普通の犬っぽくなってきています。

—— 先ほど、セーフティーネットのお話の中で、安心感がカギだとおっしゃいましたが、まさに、人間も犬も生きていくには「安心感」が重要なんですね。

そうです。だから、最近の自己責任論には大きな弊害があると思います。うまくいかないのは自分のせいだと思い込んで、当たり前のことを安心して要求できなくなってしまっている。

—— 子どもが貧困で満足な教育を受けられない、そうすると就職もうまくいかないというように、どんどん連鎖して増幅していく。単に自己責任、努力が足りないと言って切り捨てられる問題ではないですね。

自己責任論は大間違いだし、日本の国を劣化させている元凶です。

東京・江戸川区が行ったひきこもり調査*2では、人口70万人中8千人弱がひきこもり状態で、一番多い年代が40歳代。その次が50歳代だったそうです。ひきこもりになったきっかけは、「就職活動がうまくいかなかった」が11%、「職場に馴染めなかった」が14%でした。

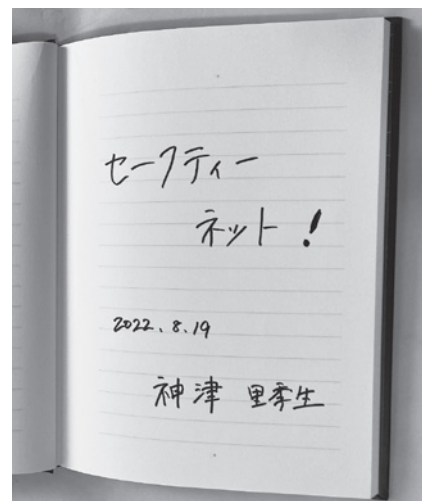
本来は働き盛りの人が、自己責任論によって、「ひきこもりになったのは自分のせいだ」と思い込んで

いる。そうすると、もうそこから一歩も動けなくなってしまうんですよ。

—— 外から働きかけても、「結構です、放っておいてください」となってしまう。それではせっかくセーフティーネットを作っても活用されないかもしれません。

今、子ども食堂が各地に広がっていますね。福祉関係者に聞くと、問題を抱えた人だけにむかって、来てくださいと呼びかけても、自己責任論がバリアになって、ますます遠のいてしまうそうです。子ども食堂のように「誰でもいいですよ。こういう場があるのでちょっと来てみませんか」という呼びかけが重要です。

セーフティーネットもそういうあり方が大事ですね。



揮毫をお願いすると、「やはりこれしかありません」

プロフィール こうづ・りきお

1956年 東京都生まれ。東京大学教養学部卒業後、新日本製鐵(現・日本製鉄)入社。2015年～2021年 連合会長。2017年～ 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)理事長。2013年～2015年 東京弁護士会市民会議委員。

散歩途中、草野球を見てもつい足を止めてしまうほどの野球好き。会長退任後、友人たちの誘いで登山を始め、今夏、八ヶ岳・硫黄岳(2,760m)に登頂した。

「里の季節に生まれた」と両親が命名した。「3月生まれなので、里に春が来た、ということかもしれません」

*2: 令和3年度「江戸川区ひきこもり実態調査」の結果報告について

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e042/kenko/fukushikaigo/hikikomori/r3_jittaichosa.html

担当雑感

理事者室に入って「色々知らないことはあるもんだなあ」と思って驚いたことの一つとして、随分と裁判所や検察庁と協議や意見交換しているということです。私の担当でも、東京家庭裁判所と三会の意見交換会、三会と東京地裁20部との協議会、IT幹事会（東京地裁と三会）、民訴訟、家事調停に関する懇談会、家事調停のIT化に関する協議会があります。理事者全員が関わるものとして、司法協議会、日本法律家協会などがあります。筆頭副会長は、筆頭・代行会というものがあり、裁判所と「秘密の話」をしているようです。このような協議会等では、官僚的答弁を交し合っているときも多いですが、かなりフランクに裁判官等と意見をぶつけ合い、いつも思っているけど直接には裁判官に訊くことはできない本音を訊き、逆に、裁判所の方も、「実のところは代理人としてはどう考えているの？」的なことを聞いてくるという感じです。非常に興味深いところですし、この「司法」業界というものもこういう本音なやり取りがないとうまくいかないのであるなあ、と感じるところです。

また、担当の各種委員会等との関係も、委員会や協議会にお願いしないと話が進まないということがたくさんあります。たとえば、日弁連から降ってくる意見照会の回答書を書くとか、当会独自の意見書をパブコメに出すということとなると（最近ですと、共同親権等の意見書・意見照会、民事手続IT化、FATF規則の改正に関する意見照会、担保法改正に関する意見書）、ひっきりなしに担当委員会の正副委員長の皆さんと連絡します。委員の皆



副会長 吉田 修 (50期)

主な担当業務：財務、会館、国際、中小企業センター、弁護士倫理、法制、税務、民訴法、夏期合研、男女共同参画、厚生、弁護士任官等

さんに理事者会や常議員会に説明員お願いしますとか、また、それもメ切があるので〇〇日までをお願いしますなど、相当無茶なお願いを重ねているところでは。

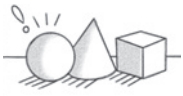
会派との関係も同じで、上記の無理な期限を設定した上での意見照会を実施して、会派懇やら会務委員会で無理なお願いをして回っております。

その他、三会での協議会で色々これもお願いし、日弁連と協議し、はたまた、他の東京税理士会や日本公認会計士協会などとの交流・折衝もあります。さらには、LAWASIAとかUIAやIBAなどの国際団体との関係もあり、私が監事をやっていたコロナ前は、各副会長は分担して、ワルシャワやパリ、ソウル、香港に行ったりというのがありました。先日私は、LAWASIAのウェブシンポで、当会の代表として「英語」のスピーチを致しました（当然、国際委員会の優秀な副委員長に原稿を書いてもらいました）。

会長に至っては、日弁連の筆頭副会長なので、党との朝食会などで、お忙しそうです。

このように、当会の理事者室というのは、東京さらには日本の司法の一つの「ハブ」なんだな、と毎日実感しております。これらの理事者の活動は、実務に精通した職員が効率よく捌いてくれているからこそ回っているのです、まったくのところ、財政的なことは考えなければいけないのですが、もう少し人が増やせたらなああと、有能な職員の皆さんと理事者室で協議しているたびに実感するところでは。

役立つ！ 会務活動



vol.2

新規進出分野の魅力

会員 牟田 武史 (69期)

1 私の所属する自治体等法務研究部は、弁護士業務改革委員会から独立して発足したものです。ある自治体から職員研修や債権管理条例の作成依頼等があり、自治体に関わる法律を研究する専門チームの必要性が認識されたことが発足の契機となっています。

主な活動内容は、メールによる相談業務*1、書籍の出版のほか、外部講師を招いた研修会や判例勉強会の開催などです。部員の方も多様で、現在、行政不服審査法という審理員や任期付職員をされている方も在籍されています。



2 従前は、月に1度、弁護士会館の会議室にて定例会が開催されていたのですが、コロナ禍の影響もあり、現在はZoom会議の形式で行われています。

会議室で行われていた際には、頻繁に、弁護士会館の地下で懇親会が開かれていました。ここでの雑談の中で様々な経験談などを聞いたほか、顔見知りにな

った先輩部員の方に対し、事件処理の助言を求めてお電話をしたこともあります。Zoomを用いた開催により移動時間が無くなったことはありがたいのですが、このような経験がなくなってしまい、やや寂しいところがあります。

業務に役に立っている活動としては、前記のメール相談です。これは、自治体の職員が日々の業務で生じた問題等をメールにて質問できるというものです。この質問に対しては、研究部内で、主査、副査、責任者が割り当てられ、協議の上で回答を提出します。

条文や裁判例、研究者による文献などが少なく、未解明の領域が多い法分野であることから、協議等を行い回答を作成することが多くなりますが、それぞれの考えを自由かつ気軽に発言できる環境にあると思います。

もちろん、これには相応の労力を要しますが、行政の現場で実際に生じている問題に対し、単なる文献等のリサーチを超えて、議論を経て1つの回答を出すという過程を経ることで、思考力を高めることにも役に立っていると思います。

*1: 当会リーガルサービスジョイントセンター(弁護士活動領域拡大推進本部)内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環



こちらから読んでね

1年間頑張ったキミへ



第2回 捜査段階における「原則黙秘」の実践

刑事弁護委員会副委員長 赤木 竜太郎 (67期)

1 「原則黙秘」はスタンダードである

我々は捜査段階で、被疑者に対し、取調べにどのように対応するよう助言すべきか。「供述する」か「黙秘する」かである。黙秘する場合には、被疑者は黙秘権を行使し、捜査官の面前で一切供述しない。

弁護士会の研修で、捜査段階は原則として黙秘すべきであると教えるようになって久しい。司法研修所でも、同様の教育がなされているようである。「原則黙秘」はスタンダードな弁護手法としての地位を得ている。

もっとも、実際の事件での対応に目を移すと、本来黙秘すべき事案であるのに、安易に供述し、供述調書の作成にに応じているようなケースは少なくない。さらに、若手会員は、原則が黙秘だとして、例外的に供述をすべき場合はどのようなものか、悩むことが多いという。その原因のひとつは、捜査段階で「原則黙秘」が求められる実質的理由や、その意味合いが十分理解されていないことであると考えられる。

2 なぜ黙秘すべきなのか

黙秘権の効能ははっきりしている。供述することにより生じる不利益から、被疑者を守ることである。その不利益とはなにか。

まず、被疑者が情報を提供すること自体から生じる不利益である。捜査機関が情報を得ることにより犯罪事実の立証のための捜査が促進・効率化され、起訴につながるのであれば、不起訴よりも被疑者に不利である。その不利益を回避するため、「真実であっても隠すことができる」というのが、黙秘権の重要な機能であり、本質である。

さらに、被疑者が捜査機関に、誤った（客観的

実とは異なる）情報を提供する危険がある。虚偽自白が典型例であるが、それに限られない。捜査機関がその誤った情報を前提として、誤った見立ての下で捜査を進め、誤った証拠が作成される。それに基づき、本来なされるべきでなかった起訴がされたり、誤った内容での起訴がされる。公判でそれを覆すことは、容易ではない。本来言渡されるべきでなかった、不利な判決が言渡されることがある。

そして、取調べという特殊な環境下で被疑者が誤った情報を述べてしまう可能性は非常に大きい。取調べは、仮に威圧的な聴取や欺罔的な質問がなされなくとも、被疑者が自己の記憶に基づいて自由に供述できる環境下ではない。その性質上、取調べは常に糾問的である。捜査官の追及により、被疑者が過剰な弁解をしてしまったり、捜査官の質問に迎合したり、不正確な表現を用いて供述してしまうことは、日常茶飯事である。

被疑者の記憶も万全なものではない。突如逮捕され、何日も身体拘束され、精神的に動揺、疲弊している被疑者にとって、事件に関する自身の記憶を完全に復元することは不可能である。どんな被疑者であっても、記憶違いはあり得る。その記憶違いが、供述の核心的部分において生じることも珍しくない。

更に重要なのが、被疑者が取調べにおいて、証拠資料を参照できないということである。捜査段階では、捜査資料は被疑者及び弁護人に開示されない。時折取調べで示される証拠資料は、捜査官が意識的に（時として恣意的に）選別したものすぎない。したがって被疑者は、客観的な資料（例えば写真、防犯カメラ映像、LINEの履歴等）や、他の事件関係者の供述を広く参照し、それを基に自身の記憶を確認したり、その正確性を検証することができない。不

正確な記憶に基づき、誤った供述をしてしまう可能性は常に存在する。

これらの不利益を回避させるために、弁護人は被疑者に黙秘をすることを助言しなければならない。被疑事実に争いがある事案でも、量刑のみが争点となる事案でも同じである。

3 供述する利益が上回る場合

「原則」には例外がある。上記の、供述することによる不利益を、供述することによる利益が上回る場合である。ここで検討すべきは、供述することによる利益の有無だけでなく、利益と不利益の比較衡量である。つまり利益の大きさの予測（見立て）と、上記の供述することにより生じる不利益の正確な把握が重要である。

供述することにより生じる利益のひとつは、身体拘束からの解放可能性が高まることである。極めて不当な運用ではあるが、現在の身体拘束に関する実務において、否認し又は黙秘していることは、勾留し、保釈を認めない方向の事情として重視されている（いわゆる「人質司法」の問題）。供述する方が、解放可能性が高まること自体は否定できない。

もっとも、黙秘していても勾留請求却下となる事例は、軽微な事案であれば増加傾向にある。また、捜査段階で黙秘していても、起訴後に上申書や陳述書を添付することで、保釈が許可されるケースも少なくない。身体拘束からの早期解放は極めて重要な利益だが、弁護人が安易に供述を促すことは、かえって被疑者にとって不利益となる上、人質司法の強化に弁護人が加担することと同義である。

また、供述することにより軽い処分を得られる可能性がある。被疑事実に争いがなく、かつ、起訴猶予

処分や略式命令が見込まれる可能性がある場合などである。これらの処分にあたっては、被疑事実を認める供述調書の作成が事実上必要条件となる。また、即決裁判手続に付される可能性がある事例も同様である。これらの利益は大きく、しばしば供述することによる不利益を上回る。もっとも、供述することにより上記有利な処分がなされる可能性がどの程度あるか、との予測が要であり、慎重な判断が求められることは当然である。

また、被疑者の弁解を捜査機関に伝え、嫌疑不十分による不起訴を積極的に誘発するというものでもない（例えば、違法捜査がなされたとの主張や、正当防衛の主張など）。しかし弁解は、被疑者本人に取調べの中で供述させなければならないということはない。多くのケースでは、弁護人による書面で顕出する方法により代替可能であろう。取調べで供述をさせる大きな理由にはならない。

4 事後的な検証しかできないからこそ黙秘すべき

黙秘をして、結果的に起訴されたとする。起訴後に証拠を確認したところ、仮に捜査段階で供述していたとしても大きな不利益はなかったかもしれない、と感じる事案もないわけではない。しかしこれは結果論である。弁護人・被疑者は証拠資料にアクセスできないがゆえに、被疑者段階で、当該事案で供述することによるリスクを純客観的に把握することはできず、予測できるに止まる。弁護人として、あえて供述させるという「賭け」に、安易に出るべきではない。供述することの利益が明確で、獲得の見込みもある場合に、はじめて供述させることを検討すべきなのである。



第14回 中学生にも黙秘権があります。

中学生違法取調べ事件—2017年(平成29年)8月10日警告

札幌弁護士会会員・元当法人権擁護委員会委員 寺林 智栄 (60期)

1 申立ての概要

(1) 平成27年12月、男子中学生(当時3年生)2名(以下、それぞれABという)が、クラスメイトの男子に対して万引きをするように強要したという嫌疑をかけられ、警察署に出頭するよう要請された。

ABは両親を伴って警察署に出頭し、それぞれ別の部屋で事情聴取を受けた。

その際、強要罪の被疑事実の取調べであるにもかかわらず、担当警察官らは、ABに対して黙秘権の告知をしなかった。

また、ABが強要の事実を否定すると、警察官らは、弁解を一切聞かずに予断をもって決めつけ、「お前の首を取るぞ。ためえ高校なんか行かせねえぞコラ」、「正直に言えねえんだったらパクるからな」、「認めねえんだったら最後まで認めるな。そのかわりお前を牢屋に入れるから」等の暴言を吐き、脅迫的な言動を行った。

ABは、その結果、犯行を認める上申書、反省文を作成させられた。

(2) ABらの代理人は、上記の取調べが犯罪捜査規範166条等に違反するほか、特別公務員暴行陵虐罪(刑法195条1項)、脅迫罪(同法222条)、強要罪(同法223条)に該当するとして、警察署に対して抗議書を送付して警察署長との面談を求めるほか、担当警察官らを刑事告訴した(その後、刑事告訴は取り下げられた)。

しかし、警察署側の対応に誠意が見られなかったことから、平成28年9月29日付で人権救済申立を行った。

2 調査の経過

本件は、平成28年10月3日に予備審査に委嘱され、同年10月11日に調査開始との予備審査報告が出された。

その後、当委員会の佃克彦委員及び当職がABらの

事情聴取を行ったほか、警察署長に対して当会より照会を行って回答を受理し、調査を終了した。

3 調査結果

(1) 調査結果は、警察署に対する警告が相当というものであった。

(2) 理由の概要は以下のとおりである。

ア 本件においては、警察官らは、ABの事情聴取に際し、黙秘権を告知せず、前記のような暴言・脅迫的言動を行い、当初嫌疑を否認していたABは、これにより犯行を認めるに至ったことが認められる。

イ 黙秘権の不告知という不作為は、黙秘する機会を奪うものであり、ABの黙秘権を侵害するものである。

また、関与を否定したAに対して、「反省がない」、「高校への進学のを断つ」、「逮捕する」、「鑑別所、少年院や刑務所に収容する」などと述べて威迫し、あるいは乱暴な口調で委縮させて事件への関与を認める供述を迫ったこと、別室で取り調べられていたBが事件への関与を認めた旨告げて「お前だけ事件として取り上げる」などと述べて孤立感を抱かせ、一層圧力を与えて供述を迫ったことは、Aの供述の自由を著しく侵害するものである。

警察官らは、Bに対しても、施設収容を匂わせ、否認している限り高校進学のを断たれることを示唆し、かつ、事件の関与を認めれば宥恕することを繰り返し述べて事件への関与を認める供述を迫ったと認められ、Bの供述の自由を侵害した。

(3) 警告は、平成29年8月10日に執行された。

4 最後に

本件は、少年に対する極めて悪質な違法取調べの事案であり、今後、このようなことが繰り返されないことを切に願うものである。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第12回 東京弁護士会の設立

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 水上 博喜 (46期)

1 代言人組合から、東京弁護士会へ

東京弁護士会の創立日は明治13年6月29日とされているが、これは、東京代言人組合が創立総会を開催した日である。東京地方裁判所検事（当時）が同年7月31日にこれを認許し、正式に東京代言人組合が設立された（なお、全国で最初に設立されたのは同年6月27日設立の横浜代言人組合である）。ところが、東京代言人組合は明治22年5月の役員選挙が原因で紛糾し、二つに分裂した。

その後、明治26年2月25日に旧々弁護士法が可決成立した。同法は、地域制限、審級制限、免許料納付のすべてを撤廃したものであるが、所属地方裁判所ごとに弁護士会を設立することを義務付けたことから、明治26年5月8日に、東京弁護士会創立総会が開催された。

しかし、分裂していた二つの代言人組合を統合しなければならなかったため、内部抗争、とりわけ役員選任手続きにおいて激しい対立が生じた。上記創立総会において、役員選任手続きは、役員数（会長1名、副会長1名、常議員30名）に相当する人数を全会員の中から「抽選」で抽出し、その中から選挙で会長と副会長を選任し、残りを常議員とするという会則の修正案が動議され可決された（抽選派・仏法派）が、全面選挙を主張するグループ（選挙派・英法派）がそれを批判し、両派の対立が激化した。

司法大臣が、抽選方式とする会則を却下したため、「役員を選任は、全て選挙による」とする会則が制定されたものの、その後も激しい対立は収まらなかったが、明治26年6月4日に官憲の臨監のもとで役員選挙を行い、同年6月26日に通常総会を開催するに至った。

ちなみに最初の選挙によって初代会長になったのは抽選派の大井憲太郎会員であり、その他の副会長及び常議員も悉く抽選派であったとのことである。

2 司法権独立侵害に対する抗議活動

設立時に内部抗争は繰り返したが、設立後の東京弁護士会は、対外的には、司法権の独立のために尽力した。その一例としては、大審院判事を本人の意向を聞かず那覇地方裁判所長に転任させたことに対して、憲法及び裁判所構成法に反するとして、時の伊藤博文総理大臣及び司法大臣に抗議を行った。

3 弁護士自治の嚆矢

旧々弁護士法31条は、懲戒手続きについて、弁護士に法律または弁護士会会則に違背する行為があれば、会長は常議員会又は総会の決議によって検事正に懲戒を求める申告をし、検事正は検事長に懲戒訴追を請求することになっていた。

更に、同会則13条では、「弁護士の風紀に関する事、弁護士会社交上に関する事」を総会決議事項とし、また、同会則26条には、弁護士の品位を汚す行為があるときは常議員会の決議により旧々弁護士法31条の手続きをすべしと定められていた。これらの両規定は内部的自粛規定ではあるが、弁護士会は自己淘汰をはかりつつ、弁護士の質の向上を要する事情があった。

司法省は、明治31年ころから「老朽」司法官を解任したが、その解任された司法官が続々と弁護士会に加入した。この時期は民法を始め、新しい法律が制定され、学識を有する弁護士でなければ法律問題を解決できない場合が多かった。そのため、裁判実務だけでは生活ができない「老朽・無能な」弁護士の中に風紀上問題を起こす者が増えたという実情があり、会則を改正して弁護士会自身が弁護士を戒告処分できるようにして、弁護士会として裁判実務に耐えられない弁護士を淘汰していったのである。弁護士自治の嚆矢である。

東京弁護士会の「同好会制度」

vol.5 宝塚歌劇愛好会

東京弁護士会宝塚歌劇愛好会 会長 伊藤 茂昭 (32期)



第8回総会で議長を務める筆者

1 「宝塚」は4番目の公認同好会

東京弁護士会宝塚歌劇愛好会（以下「宝塚愛好会」という）は、永年活動してきた「すみれを後援するひまわりの会」を母体として2015年9月1日に発足しました。このときは当会の「同好会の公認に関する細則」の「本会会員が20人以上」という要件を満たしていませんでしたが、2017年6月22日に囲碁、将棋、ゴルフに次ぐ4番目の同好会として公認されました。現在は、当会会員である正会員（57名）のほか、他会会員・家族会員・職員会員である準会員と合わせて合計127名を擁しています。男女比は、約1:2で女性が多いのですが、宝塚ファンの約90%（推測値）が女性という点に照らせば、男性比率が高いと思います。

2 宝塚歌劇とは～その作品の多様性～

宝塚歌劇と言うと、皆さん思い浮かぶのは「ベルサイユのばら」でしょうか？ それとも、「ラインダンス」でしょうか？

宝塚歌劇の基本は、ミュージカルとレビュー／ショーの2本立てです（但し、ベルばらのような大作ミュージカルは1本物）。レビュー／ショーは、豪華な衣装や迫力のあるステージで、初めてご覧になった方はその華やかさに驚嘆されます。

ミュージカルは、劇団所属の演出家のオリジナル作品の他、既にある作品を基に作られたものも多く、その原作は多岐に亘ります。漫画を原作とする「ポーの一族」や「るろうに剣心」等々。文学作品や映画をミュージカル化した「戦争と平和」「風と共に去りぬ」「グレート・ギャツビー」「ローマの休日」等々。海外ミュージカルからは、

「エリザベト」「ロミオとジュリエット」「ウエストサイドストーリー」「ファントム（オペラ座の怪人）」等々。オペラからは、「王家に捧ぐ歌（アイーダ）」「こうもり」「鳳凰伝（トゥーランドット）」等々。ゲームの発展形作品としては「逆転裁判」や「戦国BASARA」等々。この他、和物と呼ばれるジャンルでは、「源氏物語」「心中・恋の大和路（冥途の飛脚）」といった、日本の古典が基になっているものもあります。

このように、皆さんが人生の何処かで出逢った、古今東西あらゆる芸術作品を出自とする作品が、宝塚の舞台に蘇っています。

また、最近では、さらに幅を広げ、LDH（EXILE etc. の芸能事務所）とのコラボによる「HiGH & LOW」といった演目も注目的です。

このように、宝塚歌劇は特殊な世界ではなく、多くの皆さんが日常触れている文化と接点をもちつつ、大きな入り口を広げて皆さんをお待ちしています。

3 宝塚愛好会の会員はどんな人

歌劇は一人でも十分楽しめます。そういう方も含め、入会希望者が後を絶たないのは、皆さん『宝塚歌劇』について語り合いたい、同好の士と繋がることを求めておられるからだと思います。会員同士の情報交換をはじめとする様々な交流もあちこちで生まれています。また、ご自身はそれほど関心が高くない“お父さん弁護士”が入会した結果、「娘と一緒に観劇して会話が増えた」とか「妻孝行に役に立っている」とのお話も伺っています。現在、弁護士同士のご夫婦で会員のケースや、妻、親子が家族会員という方が13組もあり、家族ぐるみで楽しんでおられる様子もございます。これこそ、弁護士会

の福利厚生役割の実現かも知れません。会員同士が
お互いを知るための「愛好会版おとめ」という会員名鑑
を発行していますが、それも会員同士の交流に役だっ
ていると思います。

毎公演複数回観劇するコアな会員に限らず、年1～2
回観劇という会員まで、多様な会員の誰もが心地よく、
関わりを持てるような会運営を心がけています。

4 宝塚愛好会の活動

宝塚愛好会は「観る側も、清く、正しく、美しく」を、
会の基本精神に据えて様々な活動を行っています。現在、
宝塚歌劇の人気は高く一般の販売でチケットを入手する
にはかなりの労力を要します。宝塚愛好会では、東京
宝塚劇場の本公演については、会員のために毎公演必ず
団体席を確保しています。

また、宝塚愛好会が発足して以来、毎年開催してい
た周年行事が、5周年、6周年と2年間コロナ禍で中断
してしまいました。そんな苦難を経て、さる9月11日に



7周年会場で、参加された宝塚歌劇団OGさんへのインタビュー



(左) 7周年記念行事ディナーショーで歌う元雪組トップスター杜けあきさん (右) 7周年行事の終了後、会場で参加者全員で記念写真

3年ぶりに周年行事を開催することができました。愛好
会7周年記念行事、元雪組のトップスターを招いての
「杜けあきディナーショー」に、多くのOGさんをご招待
し、総勢138名の参加を得て成功裏に執り行うことが
できました。

このほか、当会の全会員に門戸を開いて、年に2回
ほど実施している当会の厚生委員会の宝塚歌劇の観劇
企画に協力しています。

また、日弁連執行部の観劇・懇親会を企画し、激務の
役員の皆様に潤いのある時間を楽しんでもらっています。

5 お誘い

宝塚歌劇は日本が生んだ世界に誇る文化です。多様な
作品に触れることで、歴史や文学や、多くの学びを得る
ことができます。そして、共通の趣味を持つ家族・友人・
知人との深い人間的なつながりを得ることができます。
まさに自身の人生が豊かになり、毎日の生活に潤いを
もたらしてくれるものです。

どうぞ、皆さんも機会があれば、宝塚歌劇に触れて
いただければと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

21期(1967/昭和42年)

古き良き時代



会員 古田 佑紀 (21期)

時代背景

私の修習期間は昭和42年から昭和44年まで(1967～1969)である。いわゆる高度成長期のさなかにあり、昭和39年(1964)の東京オリンピックの開催、東海道新幹線の開通などを経て、多くの国民が豊かな社会への夢と希望を抱いた活力ある時代であった一方で、60年安保闘争後の学生運動の分裂・過激化、大学紛争の発生などラディカリズムの蔓延や高度経済成長に伴う環境汚染の深刻化など、その後の日本社会の様々な分野に大きな影響をもたらした現象が多数生じた時代であった。この時代は、大まかに見れば、その根底において、戦前からの旧制高校的な気概やおおらかさを是とする雰囲気と戦後の個人主義を背景としたリベラリズムに対する強い傾倒が混在した時期であって、私たちの世代は、人によって程度の差はあっても、多かれ少なかれ両者の影響を受けたように思われる。

印象に残る人々

修習中に会った人には強い個性を感じる人が少なくなかったが、人から聞いた話も含めて強い印象を受けたことをいくつか紹介する。

修習生にはいわゆる起案があり担当教官の講評がついて戻ってくるが、辛辣な講評をもらった話をよく耳にした。多くは忘れてしまったが、鮮明に覚えているものに、刑裁の起案で「民訴法248条を見よ」という講評を付けられたという話がある。修習生は、民訴法とは刑訴法の間違いではないかと考えたが、刑訴法248条は起訴便宜主義の規定であって、講評の趣旨が理解できなかった。そこで教官に聞いたところ、「民訴法と書いてある。民事訴訟法を見なさい」といわれ、

民訴法248条(旧)を見ると、外国語の文書には訳文を添付せよという規定で、絶句したという。このような講評は強い自信がなければできないことで、確かに当時の教官は自信に満ち溢れている印象を受ける人が多かった。もっとも、この修習生もめげてしまったという話は耳にしておらず、教官もその程度ではへこたれない人物だと分かって付けたような気がする。実務修習でも、修習地は静岡であったが、米国関係の知財訴訟が起き、米国側からローカルな裁判所でやれるのかというようにことをいわれて、当然ではあるが担当裁判官がいたく憤慨しており、その気概に感銘を受けたこともある。

修習生活

実務修習中の出来事であるが、いわゆる金嬉老事件(在日韓国人二世が暴力団員を殺害して大井川上流寸又峡の旅館に立て籠もった事件)が発生し、差別問題が背景にあるという話が出たため、大きな関心を持たれた。第1回公判期日に修習生も傍聴を希望したところ認められなかったことから、騎虎の勢いで傍聴券入手のため徹夜で並んだ。そこへ行きつけのイタリア料理屋のママが夜食を差入れに来てくれ、それをテレビ局が撮影しようとしたため、口論になった。裁判所から特に注意などはなかったが、困惑したかもしれない。また、時には研修所の講義を抜け出して外で「勉強」する者もいたようだし、私自身も真面目な修習生とはいえなかった。今ではおそらく考えられないことであろう。振り返ると、色々な面でおおらかな雰囲気があり、是非はともかく、「古き良き時代」の名残があったように思われる。

50分の1年目になるように

会員 八谷 和毅

1 はじめに

私が弁護士となった74期は、コロナで試験日程が3か月後ろ倒しになったため、4月に一斉登録が行われることとなった。異例のスタートとなったが、気が付けば5か月程度が経過していた。ここまで夢中で走ってきており、また走り始めたばかりではあるが、今自分なりに考えたことを述べたいと思う。

2 会派活動について

私の今の生活と、司法試験合格前に思い描いていた弁護士生活と最も異なっていることは、会派活動の有無である。私の学生時代には、会派活動に熱心な弁護士が身近にいなかったため、自分が会派活動を行うところか、会派活動が何かについても理解していなかった。

しかし、幸運なことにお世話になっている事務所の方々や、大学時代からずっとお世話になっている先輩とのご縁があり、弁護士バッジをもらうより先に、会派に所属することになった。そして、実際に末席として会派活動に参加してみると、慰労会等の各イベントの際には、新人からベテランまで様々な弁護士が駆けつけて交流しており、世代を超えた繋がりを強く感じた。

また、会派活動としては、法律相談関係の活動をお手伝いさせていただいているが、その活動の一環として、会員の先輩方が法律相談をする姿を間近で見ることができた。所属事務所以外の弁護士が行っている法律相談を見る機会は減多にないと思うが、弁護士5か月程度のこの時期に、色々な先輩方の法律相談を見て参考にできることは、自分のスタイルを考えるにあたって非常に有意義な経験であった。

3 弁護士の多様性と理想像

とてもありがたいことに、私は一般的な74期と比べて、多種多様な先輩方と交流させていただいていると思っている。そして、それは非常に恵まれているとも思っている。何故なら、このような交流を通じて自分の理想の弁護士像をつかむことができるように思えるからである。

何事にも、目標とすべき理想像は必要であると考えているが、特に、弁護士は様々なスタイルの弁護士がいるから、具体的な理想像を作り上げるのは難しいと思う。実際に、お会いした先輩方は、弁護士業務としての得意分野は勿論、信念や家族、事務所経営やライフワークバランス等に関する考え方は様々だった。

しかし、その先輩方から成功談や反省等の様々なお話を聞くことによって、見習うべき道や、避けなければいけない道が明らかになると思う。「立派な」や「活躍できる」という抽象的なものではなく、より具体的な理想像を形成していけるのではないかと考えている。

4 この先の弁護士人生

私はようやく弁護士人生を走り出せた段階であり、ここから理想像を形成できるか、そしてどれだけ理想像に近づけるかは、日々の努力次第である。仕事を覚え、一人のできることを増やしていくことは勿論、自己研鑽や交流を通じて、描いた理想像に近づいていきたい。

また、心身の健康維持も忘れないようにしたい。漸く理想像に近づけたとしても、その後の弁護士生活が短ければ意味はない。幸いにして弁護士業には定年がないので、将来この一年目を「50年の弁護士生活の1年目」と呼べるように、早めに自分に適したスタイルを獲得し、末永く活躍できる弁護士を目指したい。

『ドライブ・マイ・カー』

2021年／日本／濱口竜介監督作品

日本映画初の米国アカデミー賞作品賞
ノミネート作品 ドライブ・マイ・カーを観て

会員 富田 寛之 (48期)



【ドライブ・マイ・カー インターナショナル版】
発売元：カルチュア・パブリッシャーズ
セル販売元：TCエンタテインメント
© 2021 『ドライブ・マイ・カー』製作委員会

本作を観るにあたり、3時間の長編映画、途中で寝たりしたらどうしようとも思っていました。杞憂でした。オープニングから心臓を掴まれ、最後まで、台詞や俳優の表情の全てから耳が、目が離れませんでした。

過去に観た小説原作の映画と異なり、二次創作というより、小説を1頁ずつじっくり読んでいるような、俳優の声、トーン、細かい所作、音楽、効果音が文章の彩りとして頭の中に入っていきような感覚を得られる映画でした。

本作は、現実とチェーホフの舞台「ワーニャ伯父さん」がシンクロしているかのように進みます。現実では、舞台演出家、俳優の主人公「家福悠介」(以下「悠介」)は、テレビ脚本家の妻「家福音」(以下「音」)を突然亡くします。音が亡くなる数日前、悠介は、音が若い俳優高槻と不倫している現場を目撃します。しかしながら、悠介はそのことに触れないまま、音と普段通りの生活に戻ろうとします。音から、「話がある」と伝えられ、家に帰れない悠介が、深夜に帰ると音は倒れており、そのまま亡くなってしまいます。

音は何を話したかったのか、音の愛はあったのか等々に関する疑問や葛藤のなか、悠介は、妻の死後、チェーホフの脚本「テキスト」に向かい合うことが出来なくなり、ライフワークであった「ワーニャ伯父さん」の「ワーニャ」役を演じることが出来なくなってしまいます。

悠介は、仕事場に向かうとき、必ず車を運転しており、その際、「ワーニャ伯父さん」の脚本の「ワーニャ」役以外の台詞を音が吹き込んだテープを流し続けて

います。映画のドライブシーンで、このテープが流れ、「テキスト」が音の声で流れ続ける。この「テキスト」を読む音の音が、今でも、頭からは離れません。その一言一言が悠介の心にナイフのように刺さって、そして、私の心にも刺さって、心が苦しい。この苦しさは、「ワーニャ伯父さん」の舞台の主題である、生きることの苦しさなのかと思います。

悠介は、地方の演劇先で「ワーニャ伯父さん」の演出を行うこととなります。その演出の中で、悠介は、俳優高槻、専属ドライバーとなった「みさき」との関係を通して、自身の葛藤にも向き合い、「テキスト」にも向き合っていくこととなります。みさきと悠介は、みさきの故郷に向かいます。2人が生きる苦しみ、罪の意識と向き合い、生き抜いていくために必要なドライブであるように思えました。ドライブ・マイ・カーという題名の意味を改めて考えさせられるシーンでした。

劇中劇での最後の台詞が、本作の主題そのものではないかと感じました。「生きていなくなっちゃ…。長い長い昼と夜をどこまでも生きていきましょう」「あちらの世界に行ったら、苦しかったこと、泣いたこと、つらかったことを神様に申し上げます。そうしたら神様は私達を憐れんで下さって、その時こそ明るく、美しい暮らしができるんだわ」。実は、この台詞は、手話で語られます。悠介の演出する「ワーニャ伯父さん」では、各俳優が異なる言語で台詞を話し、字幕が出ます。普遍的な価値観が、人種、言語、宗教を超越するというメッセージかもしれないと感じました。



サイクリングはいかがでしょうか♡

会員 野間 自子 (38期)

きっかけ

小学校以来自転車なんてほとんど乗ったことがなかった。きっかけはポケモンGOだ(9月現在LV50, XP3億4000万。東弁広しといえども5本指に入るくらいやりこんでいると自負している。言い換えれば、ひとつのゲームを6年も飽きずにやり続ける人はそうそういないということ。そんな方がいましたら是非フレンドになって下さい)。このゲームで楽しく遊ぶためにはジムからジムに移動する必要があった。当初走っていたのが何分キツイし、いいおばさんが血相変えて走っているのもなんである。そこで買ったのがママチャリだ。自転車なんて1万円も出せば買えると思っていたのに、そのママチャリはなんと4万5000円もした。驚いたが背に腹は変えられずと、まさに清水の舞台から飛び降りるつもりで買った。

ロードバイクへの道

しかしながら私の居住する世田谷は何気に坂道が多い。坂道攻略にはもう少しギアが多い方がいいと買ったのがクロスバイクだ。一度清水の舞台から飛び降りていたので桁が1つ増えたが気にならなかった。

クロスバイクに代えてから三浦半島や箱根など100キロ、200キロと遠出するようになった。そうなるクロスバイクではそれなりに疲れるので、長距離走に適したロードバイクを買うことにした。さらに桁が1つ増えたが、もはやチャリ沼にハマっていた私が動じることはなかった(注:入門用ロードバイクもたくさんある)。

サイクリングの楽しさ

弁護士の朝は遅いが、自転車乗りの朝は早い。休日前に目的地(美味しそうなお店や湖、峠、見頃の花のあるところなど)を決めて、日の出前後に家を出る。

ロードに乗っていると距離の感覚が壊れてくるようで100キロ走るのはまあ普通、それを超えてくると少々大変で、60キロくらいだとユルいと感じるようになった。

普段は多摩川や荒川のサイクリングロード沿いから多摩や埼玉あたりの里山にはいり、峠道を走っている

ことが多い。豊かな自然が近郊にあふれていることを自転車に乗るまでは気が付かなかった。電車では、はるか遠いと思っていた青梅・飯能などは今やホームグラウンドだ。なお、いいおばさんが血相変えて走っている点は変わらなかった。

自転車の良いところは、まず乗っている間、前に進むことに集中し、浮世の雑念が払われる点だ。普段酷使している目も休まる。適度な運動にもなる。里山の風景に心も癒される。交通費もかからない。自転車にまたがり、家を出た瞬間からそこは趣味を楽しむフィールドだ。以前は登山好きだったが、それに比べて足の負担が非常に少なく、年齢を重ねても長く楽しめる。

また私はSNS上に自転車専用アカウントを持っているが、そこで気の合う同好の士も何人か見つけた。普段の生活では決して出会わなかった人たちだ。ロードバイク愛好者の世界は意外と狭いのでフォロワーの人たちと行った先で遭遇することもある。利害関係のない友人が新たにできるのは刺激になるし、実に気楽で楽しくもある。

そして趣味が高じて、レースにも申し込んでいる。そのためにひそかに練習などもして、忙しくも充実した毎日である。

これを読んでサイクリングもいいなあと思った方、よかったです是非、自転車に乗って出かけませんか？



国に緊急のヘイトクライム対策を求める会長声明

近年、差別的動機に基づく犯罪、すなわちヘイトクライムが頻発している。

報道によれば、2021年3月に多文化交流施設である「川崎市ふれあい館」館長（在日コリアン）宛に「死ね」と連呼する脅迫文等が届けられた。また、同年7月に在日本大韓国民団（以下「民団」という）愛知県本部と学校法人愛知韓国学園名古屋韓国学校に、そして同年8月には京都府宇治市伊勢田町ウトロ地区（在日コリアン集住地区）の民家に対する同一犯による連続放火事件が発生した。さらに、その後も、本年4月に大阪府茨木市にあるコリア系学校の放火事件、同年9月に民団徳島県本部への脅迫事件、同じく9月にJR赤羽駅ホーム上の横断幕に「朝鮮人コロス会」との落書がなされた事件など、後を絶たない。これら一連の犯罪は、朝鮮半島にルーツを有する人々に対する差別的な動機に基づくヘイトクライムであると考えられる。

ヘイトクライムの問題性は、直接の被害者に対する加害だけに止まらず、被害者と同一の属性を有している全ての者に対し「次は自分が標的となるのではないか」という恐怖心を与えることであり、また、差別意識を社会において煽動・促進し、新たなヘイトスピーチ及びヘイトクライムの連鎖を惹起する点にある。ヘイトクライムによる恐怖と社会の分断は、世界において、民主主義社会そのものを崩壊させ、ジェノサイド（民族などに対する集団殺害等）及び戦争にもつながる危険性をはらむものと認識されており、故に、人種差別撤廃条約は、加盟国に対し、ヘイトクライムを含む人種差別を撤廃する義務を規定しており、加盟諸国では、既に様々な対策が採られている。

2022年8月30日、先に述べたウトロ地区等への連続放火事件につき、京都地方裁判所は、求刑どおり、被告人を懲役4年とする実刑判決を下し、その理由中で「動機は、主として、在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであり、「放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安を

あおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとすることは、民主主義社会において到底許容されるものではない」と断じた。本判決は、民族差別事件に対して、日本の刑事裁判所が初めてヘイトクライムであることを実質的に認定した点で評価できるものであるが、他方、直接的な言葉として「差別」や「ヘイトクライム」という用語は使われておらず、社会に対し、ヘイトクライムに対する警告を強く発するには至っていない。

そもそも、日本は、1995年に人種差別撤廃条約に加入したが、その後も、日本政府は、人種差別撤廃政策の策定やヘイトクライム処罰を含む人種差別撤廃法の制定を行わず、ヘイトクライムについて定義することもないまま、そうした点は裁判の量刑上で適切に考慮されると説明するに止まっている。そのため、犯罪が発生した場合、裁判所や捜査機関がそれをヘイトクライムであると認定するための基準や、ヘイトクライムであると認定された場合、量刑上どのように考慮すべきか等に関する公的なガイドラインも存在せず、今後、ヘイトクライムの処罰に際し、裁判所や捜査機関が本判決と同様に、又はそれ以上に適切に対応する保障はないことを再確認すべきである。

ヘイトクライムを根絶するためには、ヘイトクライムも人種差別の一類型であると明確に位置付け、ヘイトクライム対策も規定した、国際人権基準に合致した包括的な人種差別撤廃法を制定することが必要不可欠である。また、同時に、ヘイトクライムの連鎖を止める緊急対策が必要である。

当会は、連続するヘイトクライム事件を非難するとともに、政府に対し、ヘイトクライム対策を含む人種差別撤廃法の制定とともに、緊急のヘイトクライム対策をとることを求めるものである。

2022(令和4)年10月13日
東京弁護士会会長 伊井 和彦